

〔別表〕 審査基準

審査項目		審査基準	配点 (100)
1	校長研修	本県公立学校における働き方改革の実態を踏まえた内容となっており、紹介する事例を変えるなど、受講者が勤務する学校種に応じた内容となるよう工夫されている。	20
2	業務改善推進者研修 (第1～5回)	各受講者が勤務校での実践に生かせるよう、具体的かつ実践的な内容となっている。	10
		研修効果が高まるよう、個人演習や班別協議を組み入れるなどの工夫がされている。	10
3	業務改善推進者研修 (第2～5回)	オンラインによる双方向型の研修の実施方法が具体的に計画されており、実現可能性が高い。	5
4	実践報告会(第5回)	限られた時間で効果的な報告会となるよう、発表の方法、時間配分等を工夫して計画されている。	5
5	業務実施体制	学校の業務改善に関して、公立学校の教職員への指導・助言等の経験がある講師が複数名で研修を担当するなど、想定される業務に対して十分な実施体制となっている。	20
6	過去の実績1	研修を企画し、主となって実施する者に、学校の業務改善に関して、公立学校の教職員を対象とした研修の企画・実施や公立学校への指導・助言の実績が豊富にある。	20
7	過去の実績2	研修を企画・実施する者に、班別協議やグループワーク等を取り入れた双方向型のオンラインによる研修の企画・実施の実績がある。	10